

登録免許税非課税証明願について

宗教法人が境内建物または境内地の所有権の取得登記を行う際、以下①、②の要件に該当する場合は登録免許税が非課税になります。（参照：登録免許税法第4条第2項、同法別表第3の12の項の第3欄の第1号）

- ① 宗教法人法第3条に規定する境内建物または境内地であること
- ② 境内建物または境内地が専ら自己またはその包括する宗教法人の宗教の用に供されていること（単に名目だけでなく、使用の実態が専ら宗教活動に用いられていないと該当しません。）

非課税の適用を受けるためには、上記の要件に該当することについて、知事の証明が必要です。この証明が必要な方は、次の書類を提出してください。

【提出書類】

(1) 証明願 2通（うち1通は証明書として交付します。）

(2) 添付書類 各1通

ア 境内建物の場合

- ①建物(表示)登記事項証明書（原本）または建物の検査済証（写し）
- ②寄附証書または売買契約書、請負契約書、その他所有権が確認できる書類（いずれも写し）
- ③境内建物平面図（間取り、各室の用途が明確に分かるもの）
- ④境内建物配置図（各建物の名称を明記し、該当部分を朱書。）
- ⑤境内建物の写真（2枚～3枚）
- ⑥責任役員会議事録（写し）
- ⑦責任役員であることの証明書
- ⑧総代等の同意書（写し）（規則にその定めがある場合）
- ⑨総代であることの証明書（規則にその定めがある場合）
- ⑩包括団体の承認書（写し）（包括団体による承認が必要な場合）
- ⑪公告証明書 ※【注意事項】（1）参照
- ⑫公告文 ※【注意事項】（1）参照
- ⑬公告に係る写真（公告文の字句が確認できるもの・掲示場所が確認できるもの各1枚。） ※【注意事項】（1）参照
- ⑭法人登記事項証明書（原本）（所轄庁が滋賀県以外の場合）
- ⑮宗教法人規則（写し）（所轄庁が滋賀県以外の場合）
- ⑯周辺地図
- ⑰その他必要な書類

イ 境内地の場合

- ①土地登記事項証明書（原本）
- ②寄附証書または売買契約書、その他所有権が確認できる書類（いずれも写し）
- ③境内地平面図（登記所備付地図、公図等。該当部分を朱書。）
- ④境内建物配置図（各建物の名称を明記すること。）
- ⑤境内地の写真（2枚～3枚）
- ⑥地目が田または畑の場合は、農地法に基づく許可書（写し）
- ⑦責任役員会議事録（写し）

- ⑧責任役員であることの証明書
- ⑨総代等の同意書（写し）（規則にその定めがある場合）
- ⑩総代であることの証明書（規則にその定めがある場合）
- ⑪包括団体の承認書（写し）（包括団体による承認が必要な場合）
- ⑫公告証明書 ※【注意事項】（１）参照
- ⑬公告文 ※【注意事項】（１）参照
- ⑭公告に係る写真（公告文の字句が確認できるもの・掲示場所が確認できるもの各１枚） ※【注意事項】（１）参照
- ⑮法人登記事項証明書（原本）（所轄庁が滋賀県以外の場合）
- ⑯宗教法人規則（写し）（所轄庁が滋賀県以外の場合）
- ⑰周辺地図
- ⑱駐車場が必要な理由書（申請地が参拝者用駐車場の場合）
- ⑲その他必要な書類

【注意事項】

- （１）宗教法人法第23条の各号に掲げる行為をする場合は、その１月前までに信者その他の利害関係人に対する公告が必要です。（例：不動産の処分、借入、主要な境内建物の新築・改築・移築・除却等、境内地の著しい模様替 等）
- （２）境内建物を新築・改築等するため、新たに境内地の所有権の取得登記を行う際、
 ①当該地が未造成の場合は、造成工事が完了し建築工事に着手する時点、
 ②当該地に既存建物がある場合は、建物の除却工事が完了し建築工事に着手する時点以降に申請してください。
- （３）参拝者用駐車場を設置する場合は、申請時点で既に駐車場として利用可能な状態であることが必要であり、駐車場には必ず「宗教法人〇〇専用駐車場」と明記した看板を設置しておいてください。（売買契約等の都合により申請時点で設置できない場合でも証明発行後１ヶ月以内に看板を設置して、それを証明する写真を提出してください。）
- （４）写しを提出する場合は、代表役員が原本証明をしてください。

（原本証明の例）

この写しは、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人 〇〇〇〇 代表役員 〇〇 〇〇 印

- （５）証明願受理後、原則として、現地にて申請建物・土地等の確認を行うため、立ち会いをお願いします。
- （６）証明書の交付手数料として１件につき3,030円（現地における確認を要しない場合は１件につき530円）が必要です。現地確認の際に納入通知書を交付しますので、最寄りの金融機関で納付してください。手数料の納付が確認されてから、証明書を交付します。

滋賀県使用料および手数料条例の改正により、令和７年４月１日より交付手数料を3,160円（現地確認を要しない場合は560円）に改定します。３月31日以前の申請であっても書類に不備があるなど４月１日以降に受理した場合は改定後の手数料を適用します。

【連絡先・提出先】

滋賀県総務部総務課 公益法人・宗教法人係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL：077-528-3145